



## 税務課からのお知らせ

### 太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の申告はお済みですか?



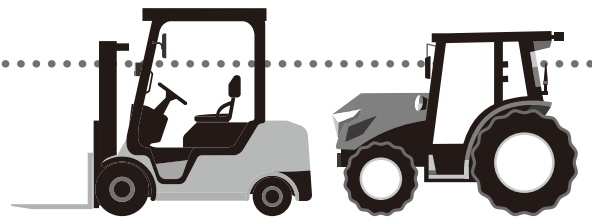
太陽光発電設備は、固定資産税(償却資産)の課税の対象となる場合があります。  
以下の表をご参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の申告が必要となりますので、まだ申告がお済みでない方は、至急税務課までご連絡ください。

#### ○ 設置者および発電規模別の課税区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人	家屋の屋根、空き地などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人(事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

※太陽光発電による電力を電力会社に売却している場合は、その収入について申告が必要な場合があります。  
【売電収入】 - 【必要経費】 = 【雑所得】

### トラクターやフォークリフトなどのナンバー登録はお済みですか?



農耕作業用のトラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車には、軽自動車税が課税されます。公道走行の有無にかかわらず、賦課期日(4月1日)時点で所有していれば課税の対象となります。  
新しく取得または、現在お持ちの農耕作業用等の小型特殊自動車にナンバープレートが付いていないものがありましたら、速やかに税務課および各支所(出張所)で申請し、交付を受けてください。

#### 申請に必要なもの

- 車名・型式・車台番号などが確認できる書類(販売証明書または廃車証明書・譲渡証明書等)
- すでに小型特殊自動車をお持ちの方で証明書等がない場合は、車名・型式・車台番号などがわかるものを持参してください。(車台番号を写した写真)

#### ～小型特殊自動車とは～

- ☆農耕作業用の小型特殊自動車(税額:2,400円)  
乗用装置を有し、最高速度が35km/h未満のもの。  
<トラクター、刈取脱穀作業車(コンバイン)、薬剤散布車、田植機など>
- ☆その他の小型特殊自動車(税額:5,900円)  
次の①～④の要件をすべて満たすもの  
①車両の長さが4.7m以下      ②車両の幅が1.7m以下  
③車両の高さが2.8m以下      ④最高速度が15km/h以下。  
<フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラー、ロードローラー、アスファルトフィニッシャー、林内作業車、草刈作業車など>

お問合せ 税務課 ☎22-8841

## 国民年金保険料は口座振替が便利でお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。  
口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」「1年前納」「2年前納」もあり大変お得です。  
口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳か基礎年金番号通知書、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申出ください。



#### 現金で2年分を毎月納付

【令和5年度分 保険料】  
16,520円 × 12か月 = 198,240円  
【令和6年度分 保険料】  
16,980円 × 12か月 = 203,760円

現金・クレジットカードの2年前納なら  
ここから\*14,830円割引!

合計402,000円

口座振替の2年前納なら  
ここから\*16,100円割引!

「2年前納」「1年前納」または「6か月前納」のいずれかを希望する場合は、令和6年2月末までにお申込みが必要です。  
※上記は令和5年度の2年前納の割引額です。国民年金保険料は毎年度変わります。

お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 田辺年金事務所 ☎0739-24-0432

## 「里親制度」ご存知ですか?

家庭を必要とする子どもたちのために、「おかえり」と「ただいま」を言える場所になりませんか。  
・里親になるには資格がいるの?  
・どうしたら里親になれるの?  
・里親と養子縁組の違いは?  
・地域の子どもたちのために何かできることはないかな?  
など、里親に興味をお持ちの方・里親について知りたいと思われる方、どなたでも自由に参加していただけます。お気軽にお越しください。

#### ～里親制度説明会～

- 場所: 日高川町農村環境改善センター 視聴覚室
- 日時: 令和6年2月9日(金) 13:00 ~ 15:00
- \*パネル展示\*
- 日時: 令和6年1月26日(金) ~ 令和6年2月9日(金)
- 場所: 日高川町農村環境改善センター ロビー

お問合せ 里親支援センター「なでしこ」 ☎0736-67-7584 FAX:0736-67-7585

## 和歌山県最低賃金が改定されました

○ 和歌山県最低賃金: 時間額 **929円**      ○ 効力発生日: 令和5年10月1日  
詳細については、下記または最寄りの労働基準監督署へお問合せください。



お問合せ 和歌山労働局労働基準部賃金室 ☎073-488-1152